

## 世田谷区立北烏山地区体育室の指定管理者の選定について

### 1. 主旨

世田谷区立北烏山地区体育室の指定期間が令和3年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、令和2年3月に開催された指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」）での意見を踏まえ、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づき、令和3年4月からの指定管理者の候補者を公募により選定する。

### 2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立北烏山地区体育室
- (2) 所在地 世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び北烏山二丁目3番先
- (3) 現在の指定管理者 株式会社リバティヒル
- (4) 現在の指定期間 5年間（平成28年4月1日～令和3年3月31日）

### 3. 指定管理者制度適用の理由、効果

北烏山地区体育室は、地域及び地区住民の健康と相互交流を促進し、区民の福祉を増進するため、を目的に設置された。

本施設は、これまでも指定管理者制度を適用し、指定管理者の経営努力による安定した運営経費や、積極的な自主事業の展開による利用者の増加が見られてきた。今後とも民間等による競争原理を働かせ、よりよいサービスを目指すため、引き続き指定管理者制度を適用する。

### 4. 指定期間

5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

### 5. 指定管理者候補者の選定方法について

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例第10条第1項の規定及び、世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会において、指定管理者による自己評価、区（施設所管課）による評価の結果等を踏まえ、当該施設については公募による選定が適していると判断した。

### 6. 審査体制

#### (1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会を設置した。

#### (2) 選定委員会の所掌

- ①選定委員会において審査を行うこととし、公募により申請事業者から提出された事業計画等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定する。
- ②選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び

結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者、区民委員）5名、区職員2名とする。（別紙参照）

7. 選定基準

(1) 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例第10条第3項に定める選定基準に基づき、選定を行う。

① 地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。

② 地域体育館等の効用を最大限に発揮させる運営を行うことができること。

③ 地域体育館等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(2) 上記基準に基づき、選定委員会において申請事業者から提出された事業計画書その他規則で定める書類等を審査し、かつ申請事業者のヒアリングにより得られた内容を加味して、総合的な評価を行い指定管理者の候補者を選定する。

8. 今後のスケジュール

令和2年5月～7月	公募・選定期間
9月	オリンピック・パラリンピック等特別委員会報告（選定結果） 第3回区議会定例会
令和3年4月 1日	次期指定管理者による管理運営の開始

## 世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
外部委員	入澤 充	国士舘大学法学部教授
	上岡 洋晴	東京農業大学地域環境科学部教授
	小海 隆樹	日本女子体育大学体育学部教授
	櫻田 淳也	東京女子体育大学体育学部教授
	奥島 萬里子	総合型地域スポーツ・文化クラブ 「ようがコミュニティクラブ」 クラブマネージャー
内部委員	小野 恭子	人権・男女共同参画担当課長
	望月 美貴	若者支援担当課長